

第1回及び第2回年金部会における主なご意見

第1回及び第2回年金部会における主なご意見 目次

※第1回及び第2回年金部会で頂いたご意見
について事務局の責任で整理したもの

①総論的な事項

- ・ 公的年金の役割
- ・ 公的年金と私的年金の連携
- ・ 制度の周知、広報
- ・ その他

②現役期と年金制度の関わり

- ・ 被用者保険の適用拡大（勤労者皆保険）
- ・ 子育て支援等
- ・ 障害年金
- ・ その他

③家族と年金制度の関わり

- ・ 遺族年金
- ・ 女性の就労の制約と指摘される制度等
（いわゆる「年収の壁」等）
- ・ 第3号被保険者制度
- ・ その他

④その他の高齢期と年金制度の関わり

- ・ 高齢期の働き方
- ・ 基礎年金の拠出期間延長
- ・ マクロ経済スライドの調整期間の一致
- ・ 年金生活者支援給付金
- ・ その他

総論的な事項①

(公的年金の役割)

- ・ 年金制度は、目の前の問題に対応しながらも、先を予測しながら改革していく必要がある。かじを切ってから効果が出るまでに大変時間がかかるため、ある程度先読みをしながら、給付の十分性と財政の持続可能性の担保をしていかなければいけない。
- ・ 公的年金は高齢者世帯の収入の6割以上を占めており、老後の生活の柱となっているため、あるべき公的年金制度を検討するに当たっては、給付の十分性を確保する視点が求められる。
- ・ 基礎年金は老後の基礎的部分を保障するものであり、基礎年金の給付水準の低下は、社会保険制度が発揮すべき防貧機能の低下や、厚生年金保険の所得再分配機能の低下につながり、第1号被保険者期間が長い人や、低賃金の厚生年金保険加入者ほど深刻な影響を受けやすい。
- ・ 制度の創設当初、基礎年金は、老後生活の基礎部分を保障するものという発想だったと考えられるが、2004年の改正を経て、現状では年金生活者支援給付金の額を合わせないと高齢者の基礎的な消費支出を満たすことができない状況にある。今後、単身者や非正規の方が増加し、基礎年金への依存度が高まると考えられる中で、マクロ経済スライドにより基礎年金の実質的価値が低下することになる場合、基礎年金の給付水準がこのままでよいのか、という問題意識を持っている。
- ・ マクロ経済スライドにより基礎年金の給付水準がかなり下がっていく問題に対してどう手当てするのか、今後大きな問題になるのではないか。
- ・ 老後の生活を支える上で基礎年金の意義は重要であり、その意義を再定義して基礎年金を強化することが必要だが、拠出が十分でないと給付も十分になされないという社会保険の特徴に照らすと、社会保険による所得再分配には限界があり、その限界を超えて再分配させてしまうと、社会保険としての年金制度の本質を損ねるおそれがある。
- ・ 60歳以降に厚生年金の被保険者が拠出する保険料は、基礎年金拠出金の算定対象にはならず、厚生年金勘定にとどまる。高齢期の就労が厚生年金だけでなく国民年金との関係でも意味のある仕組みにする必要があり、基礎年金拠出金の算定方法を見直す必要があるのではないか。
- ・ 基礎年金の給付水準の低下については、拠出期間の延長や基礎年金拠出金の仕組みの見直しに選択肢を限定することなく、更なる国庫負担割合の引上げにより、財政基盤を抜本的に強化した上で、基礎年金をマクロ経済スライドの対象から外す等、広い視点で議論すべき。

総論的な事項②

(公的年金と私的年金の連携)

- ・ 私的年金は企業年金・個人年金部会で検討しているが、公的年金と私的年金の役割分担や連携、高齢期の所得保障の全体をどう描くのかについては、一体として考えていく視点を持つべき。
- ・ 生涯を通じて、自分の公的年金・私的年金をどう形成し、どのように取り崩していき、いつまで働いていくのかについて、多くの国民に分かりやすく伝える方法を検討すべきではないか。
- ・ 所得中高層の方については、公的年金と企業年金等との役割分担を検討する必要がある。
- ・ 公的年金以外に、税や企業年金、個人年金も、それぞれ役割・機能を果たしており、制度全体を見た議論を行うことが大事ではないか。

(制度の周知、広報)

- ・ 年金は本来、心理的・社会的にセーフティネットとして機能すべきものであるが、若者には年金に対する漠然とした不安がある。将来のことは自己責任だと思い、年金制度に関心を持っていない若者に向けて、将来どういう働き方をしたら年金額をいくらもらうのか、具体的な数字で示すことで、自分のライフステージを描きやすくなるのではないか。
- ・ 平均寿命が伸長しており、今の若い世代は人生が長くなるため、年金に関する知識を十分に提供する必要がある。
- ・ 現在の現役世代は、より多くの女性が厚生年金に加入し、男性も加入期間が延びていく見通しであることから、若い世代に対しては、厚生年金に加入し、より長い期間働くことで、自分たちの年金を増やしていけるという見通しをしっかりと示していく必要がある。
- ・ 若い世代なしに年金制度は成り立たないため、若い世代に明確なメリットのある年金制度の設計を検討してほしい。
- ・ 生涯を通じて、自分の公的年金・私的年金をどう形成し、どのように取り崩していくのか、いつまで働いていくのかということについて、多くの国民に分かりやすく伝える方法、より分かりやすく理解できる仕組みを検討すべきではないか。
- ・ 公的年金の意義や役割、保険料、給付の種類なども含めて、正確な基礎知識をたくさんの人に持ってもらえるように発信しなければいけない。子供の頃から生涯を通じた年金教育の取組を進める必要がある。
- ・ 経済実態や人口動態、家族の在り方といった下部構造に整合的な上部構造としての年金制度をつくる中で、今後、下部構造がインフレ的な状態に変わっていく場合には、賦課方式の年金制度は安心の源になり得る。

総論的な事項③

(その他)

- ・ 年金財政は賃金・物価とも関わってくるため、人口構造や世帯構成、就業状況等の社会状況とあわせて、最近まで賃金・物価が上がらない状態が続いた日本経済のマクロの状況の変化も見る必要がある。
- ・ 将来的に全ての者が加入する所得比例年金制度を創設するために、マイナンバーの活用なども含め、所得捕捉の仕組みを構築するに当たり、何がハードルとなるか議論すべき。

現役期と年金制度の関わり①

(被用者保険の適用拡大(勤労者皆保険))

- ・ どのような働き方をしてもセーフティネットが確保され、誰もが安心して働けることが重要であり、企業規模、業種、賃金といった適用要件は、より多くの方が被用者保険に加入できるよう、更に見直しを進める必要がある。
- ・ 雇用形態、勤務先の企業規模や業種によって被用者保険の適用の有無が変わることは不合理であり、企業規模要件の速やかな撤廃・個人事業所に係る非適用業種の見直しについて、実現のための議論を進めるべき。
- ・ 年収要件の引下げ、労働時間要件の引下げ、フリーランス等の曖昧な雇用で働く者の適用を含め、全ての労働者への社会保険の完全適用に向けて、前向きな議論を行うべき。
- ・ 第1号被保険者の中に被用者が多いという状況は、被用者には被用者にふさわしい制度を適用するという原則から乖離しているため、被用者保険の適用拡大の徹底が喫緊の課題。多くの労働者にとっても、また、国の財政にとっても好ましいと考えられる。
- ・ 被用者保険に加入することで、今より厚い給付が受けられ、働く人々の安心感が一層高まることについて、前向きなメッセージを出していくことが重要。
- ・ 被用者保険の適用拡大の方向性については理解するが、企業経営に与える影響にも留意することが必要。適用拡大により社会保険料の事業主負担が新たに発生することに加え、従業員が第3号被保険者資格を維持するために労働時間を減らし、結果として、人手不足が加速する懸念がある。
- ・ 速やかな適用拡大が望ましいが、それに伴って雇用にどのような影響を与えるのかも注視していく必要がある。また、拡大に当たっては適用業務に負担が生じるため、制度改正の確実な実施・適用業務の実効性に配慮しながら、拡大要件の緩和を慎重に検討する必要があるのではないかと。
- ・ 厚生年金保険の適用拡大を進める際、中小・零細企業がその負担に耐えられるように、人件費相当分を価格転嫁できるよう、下請政策を含めて経済産業政策と連携を進めてほしい。
- ・ 事業主側が適用拡大の負担を重く感じるのは、企業規模によるものではなく、それぞれのビジネスモデルやその仕事が現在需要の多い分野の仕事かどうかにもよるため、適用の基準として企業規模を用いるのが適切かどうか疑問。もし企業への配慮が必要ならば、他の仕組みを入れるべきではないかと。
- ・ 企業規模要件を101名以上に拡大した令和4年10月以降、事業主や被雇用者の保険料負担や年金の受給見込額がどう変わったのかについて、データを基に丁寧な議論を行いたい。

現役期と年金制度の関わり②

(被用者保険の適用拡大(勤労者皆保険)(続き))

- ・ 働き方が非常に柔軟化している中、今後の就労と年金については柔軟に考えることが必要であり、関係者の方から直接ヒアリングできるような機会を設けてはどうか。
- ・ 被用者保険の適用拡大について、企業規模要件の撤廃と個人事業所における非適用業種の解消については賛成だが、所定労働時間20時間未満の短時間労働者への適用拡大については、被用者はどういうことか、使用者責任とは何かという観点から、深い議論が必要ではないか。
- ・ 20時間未満の短時間労働者について、国民年金制度との整合性等を踏まえつつ、被用者保険の適用拡大を図るためには、厚生年金の事業主負担のみを課す形にならざるを得ないのではないか。
- ・ 1つの企業に長く勤める方がいいと考える若者の割合は過去20年で最も低くなり、フリーランスやギグワーカーなどの新しい働き方が出てきていることを踏まえ、多様化するキャリアを前提とした議論が必要。
- ・ 勤労者皆保険について議論する際は、労働者性など関連する法制度での議論の積み重ねや、実務上の対応可能性を十分に考慮することが重要ではないか。
- ・ マルチワーカーについて、会社ごとにみると所定労働時間の要件を満たさず、厚生年金に加入できていないという問題があり、検討が必要ではないか。
- ・ 年金制度が副業などの多様な働き方に対応できずにいることは問題。小さい会社では、社会保険が難しいため、業務委託という形で働く人がおり、そういった方はなかなか守られないため、制度の簡素化が必要ではないか。

現役期と年金制度の関わり③

(子育て支援等)

- ・ 年金制度の議論は人口推計に連動して行うので、少子化の傾向が今後どう続いていくのかは極めて重要な問題。
- ・ 年金制度において、出生率の見通しを所与として、受け身で考えるのではなく、制度改革によって若い世代の出生希望をかなえることで、どれだけ年金給付を充実させられるのかについても検討してはどうか。その際、産前・産後の国民年金の保険料免除期間につき、現在の4か月から更に延長することを検討してはどうか。
- ・ フランスのように子供の人数に応じて年金受給額を増加させたり、ドイツのように一定以下の年齢の子供を育てている間は保険料を支払ったとみなすような制度設計を行っている国もあり、子供を育てることも年金制度の貢献とみなして給付に反映させるという考え方は検討に値するのではないか。
- ・ シングルマザーなど、労働時間の制約を現に受けている方について、配偶者が厚生年金に加入しているか否かを問わず、保険料の支払いを免除する形で一定の再分配の対象に加えることが適当ではないか。

(障害年金)

- ・ 厚生年金保険料を一定期間納めていた方について、保険事故の発生が厚生年金の被保険者期間中に存在しなくても、退職後それほど期間が経過していなければ、障害厚生年金の給付の対象にすることも検討の余地があるのではないか。

(その他)

- ・ 非正規雇用の男性の未婚率が正規雇用の男性よりも高くなっており、少子化の進行は年金制度の持続可能性に影響することから、非正規雇用の将来不安への対処の必要性について、十分に考慮する必要があるのではないか。

家族と年金制度の関わり①

(遺族年金)

- ・ 今後の社会は男女ともに就労することが一般化していくと想定される中で、遺族年金についても社会の変化に合わせて制度を見直すことが必要であり、遺族厚生年金の遺族の範囲や要件の男女差等が今の時代に合っているかどうか、将来を見据えた検討が必要。課題が多岐にわたり、どれも難しいテーマであるため、時間をかけて、基本的な考え方の整理から行っていくのがよい。
- ・ 遺族年金については、20年ぐらいかければ、現在の受給者に影響を与えることなく、将来の受給者にとって最適な制度に移行することができるため、時間軸の視点をもって改革を実現してほしい。
- ・ 遺族年金について次期改正で見直す場合、生年月日等で経過措置を設けることになると考えられるが、経過措置を考える際は、就労状況を出生コホート別に見ることが必要ではないか。
- ・ 現在20代後半の女性の約6割が正規雇用者であり、その比率を保ったまま30代、40代を迎えると考えられる。将来の年金制度の在り方を検討する際は、コホート別の見通しに基づいた議論が重要であり、例えば、今の20代、30代が40歳以上になったとき、中高齢寡婦加算を残す必要性があるのか、議論が必要。
- ・ 遺族厚生年金の受給要件における男女差について、今後見直しを検討する必要がある。また、女性の就労率が高まっていることから、配偶者の死亡というリスクがどういうものなのかを捉え直した上で、稼働年齢層における遺族年金の位置づけを見直す必要がある。
- ・ 年金制度には保障内容が男女で異なる制度が残っており、所得が得ることが難しい人に手厚く保障するという考え方自体は正しいが、保障内容を男女で区別するのがよいのか、再検討が必要。
- ・ 遺族年金の男女差の解消については、男性が遺族年金を受給しにくいという側面のみならず、女性の保険料拠出が遺族年金に反映されにくいという視点も必要ではないか。
- ・ 遺族年金は原則として終身で支給され、女性の高齢期を支える重要な機能を果たしているが、高齢期を支える給付は、本来老齢年金なのではないか。遺族厚生年金については、男女ともに、配偶者の死亡直後の生活の激変に際して生活を保障するための給付として整理し、有期給付としてはどうか。
- ・ 女性の低年金への対応として、離婚時年金分割の仕組みを参考に、亡くなった配偶者が納めた年金記録を死亡時年金分割などの形でもう一方の配偶者に分割して老齢年金の水準を高めるといった形で、高齢期の所得保障は老齢年金が担うこととしてはどうか。
- ・ 年金制度は、少しでも家族形成をしやすくなるように制度設計を検討する必要がある。具体的には、18歳未満の子のある親とその子が遺族基礎年金の受給権を有するとき、再婚により親が失権し、その子についても支給停止となるケースについて、親が再婚しても支給が継続されるようにすべき。また、現在の民法では認められていない同性のパートナーについて、年金制度上、配偶者として扱うことも検討課題ではないか。

家族と年金制度の関わり②

(女性の就労の制約と指摘される制度等(いわゆる「年収の壁」等))

- ・ 男女の賃金差は縮まっておらず、根強く残る男女の役割や働き方の差に間違った方向で影響を及ぼしている制度があれば、見直す方向で議論を進めるべき。
- ・ 女性社員の中には、育児休業の終了後、保育所が見つからない等の理由により、正社員から短時間労働の非正規社員への転化を希望し、年収の壁による就業調整を選択する方がいる。年収の壁の解消をはじめ、女性の就労促進の観点に立った見直しが必要。
- ・ いわゆる年収の壁の問題は、必ずしも年金制度の問題ではなく、制度の誤解も含まれている。被用者保険に加入して負担する社会保険料は、決して働き損ではなく、それに見合う給付を受けられるものであることを丁寧に国民に説明していくことが必要。他方、被用者保険に加入せずに、年収が130万円を超えて、第3号被保険者から第1号被保険者になる際は、保険料が増えても給付は増えないため、いわば働き損になっている。
- ・ いわゆる年収の壁は、社会保険の完全適用が実現すれば解消する。社会保険の適用によって将来の年金給付が充実することよりも、手取りの減少ばかりに焦点が当たっているほか、現場では税と社会保険の壁を混同していることがある。そのため、現場の労使双方がしっかり制度を理解するための取組みを強化すべき。
- ・ パート労働者等の保険料負担の一部を国が一部肩代わりする措置は、いわゆる収入の壁の根本的な解決にはつながらず、第3号被保険者に対する優遇になるほか、年収が130万円を超えて国民年金・国民健康保険に加入する者を対象外とする場合、不公平が生じかねない。また、短時間労働者の就業調整回避への効果は不透明である。
- ・ 保険料は厚生年金の事業主負担のみで、給付は厚生年金の半分になる制度を「厚生年金ハーフ」と呼ぶこととし、「厚生年金ハーフ」と本人負担もある「厚生年金フル」とで短時間労働者が選択する形にすれば、就業調整の問題はほぼ解決すると考えられるが、厚生年金ハーフを選ぶことは老後の貧困リスクを高める選択であることを学んでもらうことも必要になる。

家族と年金制度の関わり③

(第3号被保険者制度)

- ・ 女性の働き方に影響する第3号被保険者制度については、まずは適用拡大を着実に進めることが必要であり、共働き世帯がマジョリティーになっていることや働き方の多様化を踏まえ、将来的には制度の見直しを冷静に議論することが必要ではないか。
- ・ 年金制度において、被用者の配偶者という身分を守るべきなのか、それともケアを担う人を支えていくべきなのか、大きな枠組みで議論したい。第3号被保険者制度の対象は、被用者の配偶者から、育児や介護などのために労働時間の制約を受け、低収入となっている者に限定してはどうか。
- ・ 第3号被保険者の方は、今後、短時間労働者への適用拡大によって、一定程度第2号被保険者に移行すると考えられるが、第3号被保険者に残る方々について、例えば、育児や介護で十分に就労できないといった事情を持っているのかなどを把握した上で、例えばそういった事情に即した制度に組み替えていくべきかなど、制度の根本に踏み込んで議論を行い、一定の見直しの方向性を示すべきではないか。
- ・ 第3号被保険者になれるかどうかや、夫の会社の配偶者手当をもらえるかどうかという理由で職業選択をすることは、労働力不足をもたらすほか、自分の人生は社会保障の仕組みによらずに自分で選択するものであって、本人のためにもならないことに留意すべきではないか。

(その他)

- ・ 家族の姿、働き方、ライフスタイルの変化、労働環境の状況などを見据え、たとえ難しいものであっても見直しの検討を始めるべき。例えば、厚生年金のいわゆる旧法時代の給付について、制度内容が昭和60年改正前のままになっているものがあり、年金給付の種類によってついたりつかなかったりする加算等、今の時代に合っているのか検討すべき。
- ・ 昭和29年に創設された老齢厚生年金の配偶者加給年金は、夫が年上、妻が年下といった当時の夫婦の姿をモデルにしており、単身世帯や共働き世帯が増える中で、今の時代に合っているのかどうか、検討すべきではないか。
- ・ 若い世代では共働き世帯が急増し、モデル年金のリアリティーが薄れているため、若者に対する周知・広報の観点から課題が多いのではないか。
- ・ LGBTQ+の方など、いろいろな生き方に対して支援していくことが必要。年金制度は古い家族観に縛られ過ぎているのではないか。

その他の高齢期と年金制度の関わり①

(高齢期の働き方)

- ・ 人材確保・定着に苦勞している中小・零細企業の経営者は、働く体力、能力を有している方に、65歳以降もぜひ働いていただきたいと思っており、年金制度が従業員の就業継続を後押しするものになるよう、議論をしていくことが必要。
- ・ 働く期間が65歳以降も長くなることを踏まえ、自分の人生設計に合わせて公的年金の受給期間を選択でき、選択したことによって損得が発生しないように制度改正をしていく必要がある。高在老については、前回改正で詰め不足だったので、もう少し議論したい。
- ・ 厚生年金の適用拡大が進む中で、長く働き、長く厚生年金に加入する人が増えていくと考えられることから、老齢厚生年金の経過的加算をどうするのか検討すべきではないか。
- ・ 長く働くことができる社会を考えると、現行の制度の中には、例えば、いわゆる旧法時代の厚生年金など、すでに合っていないものがある。若い方から見てもできる限り分かりやすい仕組み、納得しやすい仕組みにしていくことが必要ではないか。
- ・ 経過的加算を今後も維持するのかを含めて、高齢期の就労が厚生年金だけでなく国民年金との関係でも意味のある仕組みにする必要がある。
- ・ 高齢者の長期就労を促進する仕組みの拡充を進めることが重要。他方で、社会保険によって格差が拡大することがないように、60代前半などの比較的若い段階で就労できなくなった方々に対する配慮も必要。

(基礎年金の拠出期間延長)

- ・ 拠出期間の45年化は前から取り残してきた問題である。
- ・ 基礎年金拠出期間を40年から45年に延長したとしても、厚生年金被保険者の保険料負担は増えない。また、60代前半で働くことが難しい方や、自営業者の第1号被保険者に対しては、保険料免除の仕組みがある。このように、基礎年金の拠出期間が45年になったとしても全ての国民の保険料負担が増えるわけではないという事実関係の情報発信が重要ではないか。
- ・ 拠出期間の45年化は、障害基礎年金、遺族基礎年金の増額につながることにしても、情報発信が必要。
- ・ 2020年時点で、自営業主と家族従業員のうち第1号被保険者である者の割合は約半分になっている。これは、自営業主等の約半分が60歳以上になって、公的年金に参加できていないということ。この状況は、国民年金・基礎年金の創設時とは大分異なっている。

その他の高齢期と年金制度の関わり②

(マクロ経済スライドの調整期間の一致)

- ・ 基礎年金水準の低下を防ぎ、所得再分配機能の低下を防ぐためには、マクロ経済スライドの調整期間を一致させる必要があるのではないか。
- ・ 基礎年金の調整期間は厚生年金の調整期間よりも長くなることを見込まれるが、なぜそうなるのかといった、改正が求められる背景について、専門家でない方も分かるように説明する必要がある。
- ・ 調整期間の一致を行う際は、厚生年金と国民年金に共通する守るべき価値観や理念とは何なのかを考える必要がある。

(年金生活者支援給付金)

- ・ 基礎年金は何を保障するものなのかを改めて整理した上で、年金生活者支援給付金も視野に入れながら、所得再分配機能の強化について検討する必要がある。
- ・ 免除・猶予の適用を受ける第1号被保険者や、非正規雇用の期間が長い団塊ジュニア世代は、将来低年金になる可能性が高いことを踏まえ、年金生活者支援給付金の在り方の検討や、厚生年金の適用拡大を急ぐことが必要。
- ・ 所得が低い方に対しては、基礎年金と年金生活者支援給付金の役割分担を検討する必要がある。

(その他)

- ・ 就職氷河期世代の年金受取見込額の推計をしてほしい。就職氷河期世代は、国民年金のみの期間が長い方が多いと考えられ、団塊ジュニア世代も含まれるため人数も多く、今後の年金政策を考える際に基礎資料として必要。
- ・ 年金制度を持続可能なものにするため、今余裕がある人の分はカットして、将来世代に回すことが重要ではないか。ただ、将来のために給付を抑えることや、負担増をお願いすることは、伝え方が難しい。
- ・ 単身高齢者が増加していることや、高齢者の認知機能の変化を踏まえ、年金の支給間隔を2か月に1度から1か月単位に変更してはどうか。